

令和 7 年度
いじめ防止基本方針

糸島市立桜野小学校

目 次

1	本校のいじめ問題に対する考え方	1
	（１）いじめの定義と理解	
	（２）いじめに関する基本的な考え方（学校・教職員の責務）	
	（３）いじめ問題対応についての基本となる事項	
2	組織	2
	（１）対策組織	
	（２）調査組織	
3	組織的早期対応の流れ	3
4	重大事態の発生時の対応	4
5	いじめ防止の対応	5
	（１）各学級における取組	
	（２）学校全体における取組	
	（３）保護者への働きかけ	
	（４）地域への働きかけ	
6	評価	8

1 本校のいじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

(定義) 「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」より

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響： 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

以上のように定義される「いじめ」について、教職員は「絶対に許されない」「絶対に起こさせない」という強い信念をもって児童の指導にあたる。

（いじめ防止対策推進法第四条「いじめの禁止」）

(2) いじめに関する基本的な考え方（学校・教職員の責務）

いじめの問題に取り組むに当たっては「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。いじめにはいろいろな特質があるが、以下の①から⑧は、教職員が持つべき「いじめ問題」についての基本認識である。

①いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。

②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは教職員の指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っており家庭との連携が重要である。
- ⑦いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することもある。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

(3) いじめ防止等対策の基本となる事項

(1) 学校及び教職員の責務

いじめのない、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・教育委員会・他関係機関の連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切且つ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) 学校、地域におけるいじめの未然防止

学校のあらゆる場面において、それぞれの違いを認める仲間づくり、その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験の積み重ねにより、自尊感情を高めることとなる。

(3) いじめ早期発見・防止の取り組み

(ア) いじめ調査などの実施

- ①「学校生活アンケート」及び「いじめアンケート」実施
- ②6月QU調査実施 結果分析、
- ③個別教育相談の実施

(イ) いじめ相談体制づくり

- ①毎日の生活ノート・班ノートの利用し、日々コメントをしながら信頼関係を気づいていく。
- ②自由に投稿・投書できる相談ポストの設置で情報収集できる様にする。

(ウ) いじめ未然防止のための教職員研修の実施

いじめ未然防止のためには教職員の気づきが大切である。子どもたちの些細な言動から個々の状況や精神状態を推し量ることができる感性を求められるその研修を年間計画に位置づける。

(エ) 日常のいじめ早期発見・防止の具体的取り組み

- ①「単なるふざけ合い」ととらえない。
- ②日常の行為から、気になることの報告

2 組織

(1) 対策組織

① いじめ問題対策委員会

ア 構成員 ◎担当者

校長	教頭	主幹教諭	◎生徒指導担当・人権同和教育担当
養護教諭	特別支援コーディネーター		

イ 役割

- 学校いじめ防止基本方針の策定
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組推進とPDCAサイクルによる見直し
- 情報の収集・記録、いじめの判断

- 具体的対応策の検討
- 「いじめアンケート」「生活アンケート」の分析、管理 等
- ウ 開催日
 - ・ 毎月第一月曜日、及び必要な場合適宜

(2) 調査組織

① いじめ問題調査チーム

「重大事態」が発生した場合、校長（糸島市教育委員会）が組織する。

ア 構成員

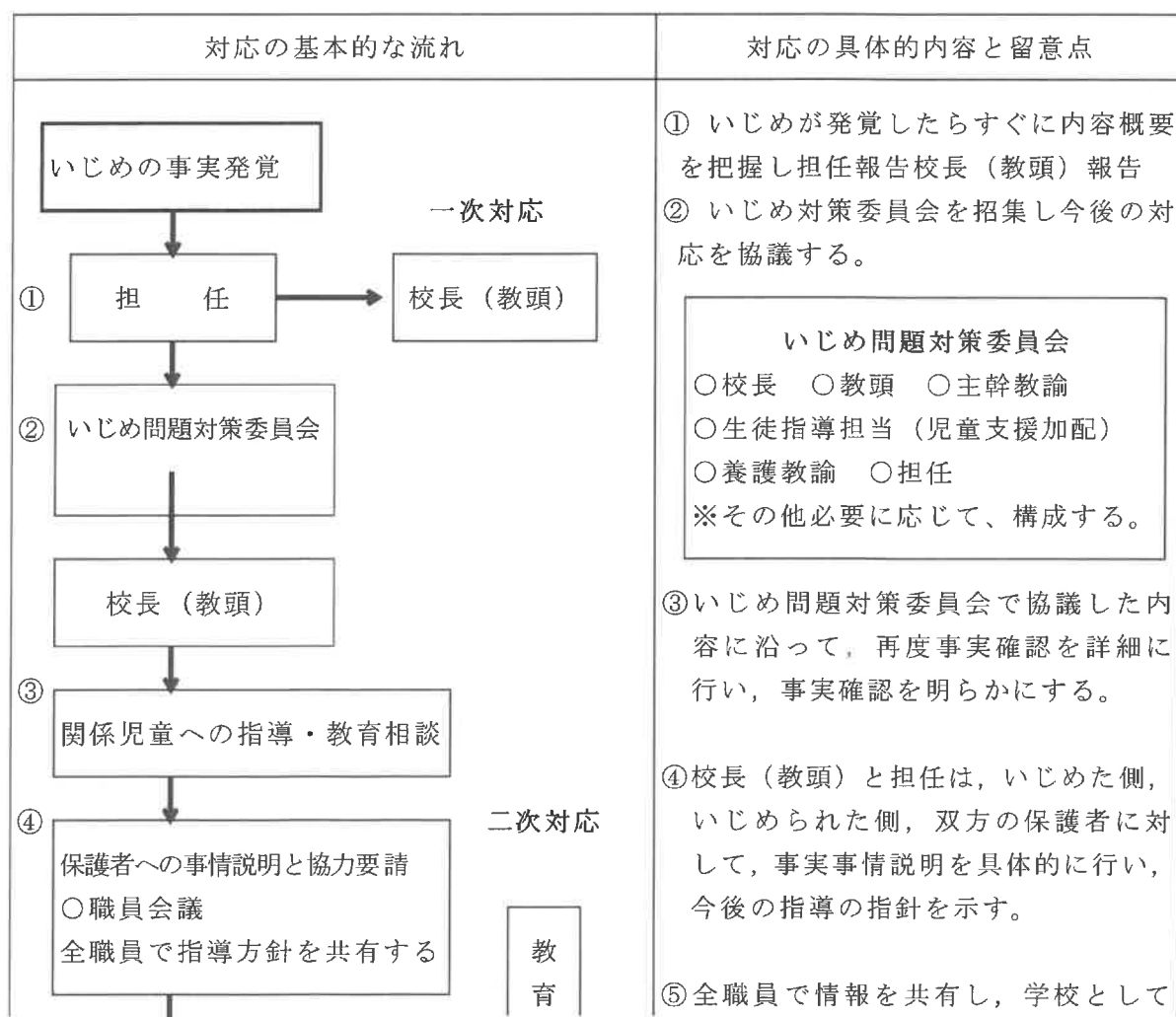
糸島市教育委員会	校長	教頭	主幹教諭
生徒指導担当・	人権同和教育担当		養護教諭
スクールソーシャルワーカー			外部専門家等

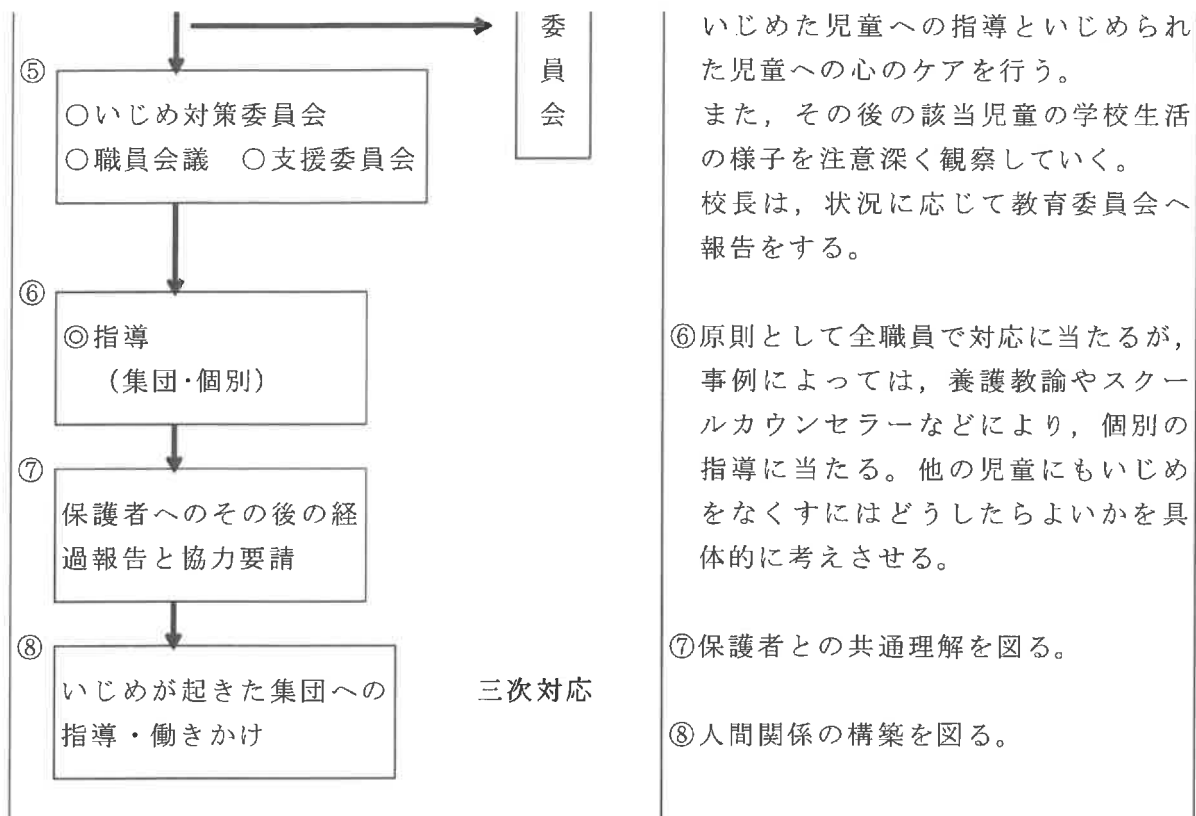
イ 役割

- 「重大事態」に関する調査、指導方針の検討

3 組織的早期対応の流れ

いじめの兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をとることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に敏速な指導を行い、課題解決に向けて一人で抱え込まず校長を中心に全教職員が一致協力し組織的に対応することが重要である。





◎留意事項

- ①詳細な事実確認 ②記録保存（保管） ③複数の見方や観点からの方策の検討
④いじめ解消後の十分な見守り

4 重大事態発生時の対応

（重大事態対応）

（1）重大事態とは

生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあること。

- 例えば、
- ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神などの疾患などを発症した場合
- などが想定される。

（2）重大事態発生時の学校の初期対応

- ・重大事態が発生した旨を、糸島教育委員会に速やかに報告する。
- ・直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・糸島市教育委員会との協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

（3）調査結果の提示及び、報告

- ・学校は、調査結果を 糸島市長及び、糸島市教育委員会に速やかに報告する。
- ・調査結果については、いじめ等を受けた児童、保護者に対して事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。

ア 「いじめられた」とされる児童からの聞き取りが可能な場合は、該当児童から十分聞き取ると共に、保護者や他の児童、教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とすることに留意する。

【主な調査内容】

- ・ いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われたか。
- ・ どのような態様だったか。
- ・ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係
- ・ 学校・教職員のそれまでの指導経緯 等

イ 「いじめられた」とされる児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取・協議し、保護者や他の児童、教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を十分に行う。その際、情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とすることに留意する。

※主な調査内容は①と同様

② 調査結果の取りまとめ、保護者への提供について

- 「いじめ問題調査チーム」において、調査結果を取りまとめ、書面にまとめて保護者へ提供する。（発生から1ヶ月をめぐり）

③ 再発防止策、該当児童への支援策の検討

- 調査結果を踏まえて、「いじめ問題調査チーム」において学校としての再発防止のための取組、及び該当児童への支援内容や方法について検討する。

④ 糸島市教育委員会への報告

- 調査結果、保護者への情報提供の状況、再発防止策、及び該当児童への支援策、支援の状況等を糸島市教育委員会へ文書にまとめて報告する。その際、いじめを受けた児童の保護者の希望があれば「保護者の所見」をまとめた文書を添付する。

5 いじめ防止の取組

（１）各学級における取組

① 各学級における日常授業について

各学級において、いじめを生まない学級集団づくりを目指して、次の点に留意した授業づくり、活動づくりをすすめる。

- 「わかる」「できる」と児童が実感する授業

問題解決過程を重視した授業づくりに努め、終末5分間を「振り返り」の時間とし、めあてに照らし合わせて自己の学びを振り返り、自ら「まとめ」をつくりたり自己評価したりしながら、達成感、成就感を味わえるようにする。

- 全員参加型の授業

児童一人一人にめあてを意識化し、見通しをもって自己追究する活動を重視すると共に、相手意識をもった交流活動を工夫し、児童一人一人が自己の考えを表現したり、お互いの意見を認め合ったりする活動を積極的に取り入れる。

② 体験活動の充実について

一人一人の学びを保障し、協働的な活動により、相手意識を高めるとともに、児童相互の理解を深めるために、地域の人・もの・ことを重視した体験活動を積極的に取り入れる。

- ・生活科、総合的な学習の時間
- ・社会科、理科
- ・特別活動 等

③ 道徳の時間の指導について

道徳教育の充実が児童の「居場所づくり」「絆づくり」につながるという認識のもと、「道徳の時間」を中心とした「心の教育」の充実に努める。

○体験と関連した「道徳の時間」の設定

総合的な学習や児童会行事、学校行事等と関連した道徳の時間を設定することで、活動で感じ、考えたことの補充・深化・統合を図り、価値の自覚化を図り、道徳的実践力へつなげていくようにする。また、各学級において確実な実践を行うために、学級経営案に明記するようにする。

④ 特別活動の充実について

○ 学級における居場所づくりを推進するために

各学級における学級活動において、活動内容（１）の充実を図り、児童の自主的、自発的活動を保障することで、協働的に活動の中で有用感を味わわせるようにする。

○ 児童相互の共感的人間関係づくりをすすめるために

活動内容（２）において、「望ましい人間関係の育成」を重点的に指導する。
具体的には、児童の発達段階に応じて「ソーシャルスキルトレーニング」や「エンカウンター」等を積極的にとり入れる。

（２）学校全体における取組

□年間計画

月	1 早期発見の取組			2 いじめ問題等に関する校内研修の充実(内容)	3 教育相談体制の整備
	教師の視点から	児童生徒から	保護者の視点から		
4	○学級指導にて、いじめ防止基本方針説明する。 ○いじめのチェックリストの検討	○いじめ記名アンケート	○学級集会にて、いじめ防止基本方針説明	○いじめチェックリストに関する「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会をして、共通理解	○相談ポストの設置確認

5	〇いじめチェックリスト	〇いじめ記名アンケート		〇子どもを見つめる会 (運動会に向けて)	
6	〇教育相談月間 〇ソーシャルスキルトレーニング	〇いじめ無記名アンケート	〇家庭用チェックリストの実施		〇相談ポストの確認
7		〇「学校生活・環境多面調査」		〇子どもを見つめる会 〇実践レポート研修会の実施	〇相談ポストの確認
8				〇Q Uアンケートの結果についての研修	
9		〇いじめ記名アンケート	〇家庭用チェックリストの実施		〇相談ポストの確認
10	〇いじめチェックリスト	〇いじめ記名アンケート		〇子どもを見つめる会 (フェスタに向けて)	
11	〇教育相談月間	〇いじめ無記名アンケート			
12		〇「学校生活・環境多面調査」			〇相談ポストの確認
1	〇いじめチェックリスト	〇いじめ無記名アンケート		〇子どもを見つめる会 (送る会に向けて)	
2	〇教育相談月間	〇いじめ記名アンケート			〇相談ポストの確認
3		〇いじめ記名アンケート		〇子どもを見つめる会 (来年度への引き継ぎ)	〇相談ポストの確認

(3) 保護者への働きかけ

いじめの防止、早期発見・早期対応のために、保護者との連携を日頃から密にしておくと共に、次のような働きかけを行う。

① 児童の規範意識向上のための働きかけ（→いじめの防止）

- ・ 保護者と学ぶ規範意識育成事業における「ネットによる誹謗中傷・いじめ等の防止」学習会への参加
- ・ 各種リーフレット等の配付による啓発
- ・ 学校通信、学級通信等における啓発

② 家庭での子どもの状況把握や相談活動のための働きかけ

（→いじめの早期発見・早期対応）

- ・ 福岡県PTA連合会による「いじめチェックリスト」の実施（6・10月）
- ・ 各種相談機関の紹介
- ・ 家庭訪問、個人面談を中心とした情報提供

（4）地域への働きかけ

いじめの防止、早期発見・早期対応のために、地域に対しても以下のような働きかけを行う。

① 児童の規範意識向上のための働きかけ（→いじめの防止）

- ・ 「人権学習参観・講演会」（7月）への参加
- ・ 「あいさつ名人」を中心とした「いきいきさんさん名人プロジェクト」への協力依頼

② 地域での子どもの状況把握のための働きかけ

（→いじめの早期発見・早期対応）

- ・ 登下校中や休みの日等での情報提供のお願い

6 評価

○ いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対する取組全般に対する評価を行う。

○ 各種評価、アンケートの中に「いじめ問題に関する取組」についての評価項目を設け、総合的に評価する。

（教師の自己評価、児童アンケート、保護者アンケート、学校関係者評価 等）